

向日葵

ひ ま わ り

第21号

平成28年3月11日発行

発行所
三条市農業委員会



新潟ブランドいちご 「越後姫」



1月中旬、まだまだ寒い新潟の冬、そして雪に覆われる大地の中で、このハウスの中だけは新潟県の3月下旬から4月上旬の平均気温10℃前後に保たれている。三条市栄地区で栽培されている『にいがたフーッドブランド「越後姫」』は、平成8年に生まれた新潟ブランドいちごです。「可憐でみずみずしい新潟のお姫様のようだ」ということから「越後姫」と名付けられました。特徴は大粒でジューシー、そして酸味が少なく甘味が強く、果肉が軟らかいのが特徴。栽培されている方にお聞きしたところ、収穫は2月から6月位までだそうです。

現在は外気温が低いため灯油のボイラーでハウスの中を10℃位に保っているそうです。今冬は灯油代が昨年の半分位なので少しは助かっているとのことでしたが、昨年のような高い灯油代でも「いちごの値段は上がらないんですよ」と言っておられ、たいへんだなと感じました。ハウスの中では、ミツバチが飛び交い、もう少しすると真っ赤ないちごと白い可憐な花、そして葉っぱの緑が私たちの目と舌を楽しませてくれると思います。

(栗原)

就任にあたって

会長代理

村山 佐喜雄



昨年5月1日農業委員会総会の互選会におきまして、会長代理の大きな役割を仰せつかることになり身の引き締まる思いでございます。会長代理としてがんばる所存でございます。

三条市の農業はもとより我が国の農業は従事者の高齢化、担い手不足など将来は不安だらけです。国は様々な政策を行ってきましたが衰退に歯止めがかかりません。三条市の農業がこれからどうなるのか。国際競争の中、生き残れるのかなど、不安材料は多々あるように思います。農地中間管理事業などを活用した農地集積が進んでいるものの、一方で耕作放棄地が拡大するなど問題は深く広く複雑になっていくように思います。そんな厳しい中、私たち農業委員は経営安定のため努力をしてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

三条市農林関係施策の市長要望

農業委員会では11月13日國定市長に平成28年度三条市農林関係施策要望を行いました。

要望項目は地域農業の活性化対策、担い手の確保・育成、農林土木施設の整備、環境にやさしい安心・安全な農業、米政策の着実な推進、地産地消・食農教育の推進、果樹栽培農家に対する助成措置、有害鳥獣駆除対策、林業の振興、農業委員会活動の10項目となりました。

このうち、「地域農業の活性化対策」では、多面的機能支払交付金を使い勝手のいいものにしてほしい。「担い手の確保・育成」では、認定農業者等が安心して農業経営が維持できるよう資金・施設・機械などの支援対策、新規就農者の参入・定着化に向けた支援体制の構築などを要望、「環境にやさしい安心・安全な農業」では、良質な土壌改良剤の原料となる籾殻の有効活用を要望、「有害鳥獣駆除対策」では、駆除の回数の増加に伴い猟銃の弾の負担も大きいので補助を要望、「果樹栽培農家に対する助成措置」では、洋ナシ「ルレクチェ」のセイヨウナシ褐色斑

点病の被害が拡大していることから農薬代などの補助を要望しました。

要望に対し、國定市長は籾殻の活用については問題意識をもっており、堆肥化センターの稼働率が当初の見込みどおりになっている中、籾殻の堆肥化を考えているところであると話をされ、使い勝手のいい交付金については研究してみますなどと前向きに対応いただきました。

(佐藤)

遊休農地の
利用意向調査実施!

農業委員会では、農地の有効かつ効率的な利用の促進を図るため、農地パトロールの結果を元に、平成27年12月、遊休農地の所有者に対し今後の農地利用の意向を確認しました。地主の高齢化、受け手が見つけれない等で遊休農地となってしまうケースが多いようです。農地に関することはお気軽に農業委員へご相談ください。

利用意向調査の対象農地

- ・1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ・周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

遊休農地の解消策

- ①農地中間管理事業を利用する。
農業振興地域内の農地が対象で、要件を満たせば機構集積協力が支払われます。
- ②農地利用集積団滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する。
農地所有者代理事業とは、農地利用集積団滑化団体である「にいがた南蒲農業協同組合」に委任登録して、農地を貸すか売る相手先を探してもらった事業です。
- ③自ら所有権の移転又は賃借権等の設定を行う。
- ④自ら耕作する。
- ⑤その他(例えば、農業委員等の協力を得て借り手を探してもらう)

(坂井 良雄)

農地中間管理事業(農地集積バンク)の支援を受けて

今年度も農地中間管理事業の制度が見直されました。その中の「地域集積協力金」については、昨年度までは県全体での順位付けの中で採択が決まっていたのですが、今年度は市町村単位へと変わり、支援が受けやすくなったらしく、三条市の管内でノミネートされた対象集落の中に「名下」が入ったと連絡を受けました。人・農地プランや農地中間管理事業などの説明会では、経営転換・リタイヤする場合の支援である「経営転換協力金」の話がメインとなっていました。農地中間管理機構に農地を貸してお金をもらって百姓を辞めたいが、「借り手がいなければ対象になりません。」と言われ、高齢耕作者や担い手不足の中山間地では絵に描いた餅と、制度にがっかりしているようでありました。

しかし、個人ではなく、地域(集落)への支援である「地域集積協力金」はあまり知られておらず、名下集落では三条地域振興局、農地中間管理機構、三条市農林課から、説明会と題して2回も集落にお越しいたき、説明を受けた後、質疑応答、要件の確認をさせていただきました。

名下集落では、集落の営農法人である「有限会社名下」を早期に立ち上げ、地域の担い手として手を上げており、集落農地約54haの内、一昨年時点での経営面積が約24haであり、要件である集落の2割以上の集積をクリアしています。また、平成27年春には2人の離農集積を農地中間管理事業で行っていて実績ポイントが高かったようで、新規集積を加えた経営面積が約28haとなり、新規集積が1割以上という要件もクリアできました、また「有限会社名下」のほかに個人(1人)の1.3haも加わったことで集落の集積割合が5割以上8割以下となり、10a当り28,000円が交付されることになりました。

「地域集積協力金」の用途は「地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができる。」とあり、名下集落では国営農地開発事業後、年数も経って維持補修費が必要になっていきますので、「日本型直接支払い交付金」と合わせて、それに充てることができてとても助かります。

離農した方々は、それぞれ経営転換協力金も受け取っておられ、個人での農業経営を止めても「有限会社名下」の社員として手伝ってもらっています。まだまだ厳しくなる農業ですが、維持可能な方法をもっともっと模索し実行して行かなければと考えています。(坂井 浩行)



農地の出し手に対する支援

要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。



農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)



地域に対する支援 (地域集積協力金)

1.交付対象者

市町村の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2.交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

※毎年度一定時点で判断

3.交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乘じた金額を交付
(使い方は地域の判断)

2割超5割以下:2.0万円/10a

5割超8割以下:2.8万円/10a

8割超 :3.6万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)
(28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイヤする場合の支援 (経営転換協力金)

1.交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者
- リタイヤする農業者
- 農地の相続人

2.交付要件

- 全農地を10年以上機構に貸付け、かつ、
- 農地が機構から受け手に貸し付けられること

(集落営農と特定農業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3.交付単価

0.5ha以下 :30万円/戸

0.5ha超2ha以下:50万円/戸

2ha超 :70万円/戸

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1.交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2.交付要件

- 交付対象農地を10年以上貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3.交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の4倍)
(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)

第2回東南アジア農業事情視察団 「タイ・ベトナム」に参加して

会長代理 村山 佐喜雄

今の日本農業は大きな岐路に立たされています。農業従事者の高齢化、後継者不足など大きな課題とあわせTTP大筋合意で前途多難な状況です。最近よくマスコミで東南アジアが紹介されますが、マーケットはどうか。日本と東南アジアの関係はどうか。「百聞は一見にしかず」、三条の農業・農家のあり方を見直す良い機会になればと思います。1月23日から1週間の視察に参加しました。その中で印象に残っていることを紹介いたします。

《ベトナム》

メコンデルタ稲作研究所を訪問しました。



ベトナムの水上マーケット

日本の農水省から「日越農業協力中長期ビジョン」と称して、営農指導者の

育成や加工食品開発などの支援を受けていますが、まだまだ個々の農家までには行き届いていないようです。機械化は遅れていて農業資材も品質が悪い。インフラ整備も遅れているので水路が重要な輸送手段となり、訪問した典型的な稲作農家では収穫した米やスイカなど全て船で運搬しています。流通も発達していないため、販売は地元の市場が中心で水上マーケットもあります。また乾季と雨季があるのも、それぞれに適した色々な作物が栽培されています。

《タイ》

町にはバイクが多く中には4人も乗っている人がいてビックリ。チェンマイ稲作研究所へ向かうバスに乗ったら、なんと地元のパトカーに先導されるVIP対応これまたビックリボン！よほど日本との関係を大事にしていると感じました。この研究所では収穫量を最優先した栽培研究を行っていません。こちらでも典型的な農家を訪問したところ、3毛作でちょうど



タイの稲作地訪問

《感想》

東南アジアと日本を比較してはならないが、気象条件、立地条件、インフラ、国民性などは日本と大きな違いがあった。戦後70年を迎え日本は食糧難を経験し力強く歩んできました。そして消費を美德とする高度成長時代を経て大量の食品を輸入、大量に消費し、そして大量に廃棄している。今一度、日本人の生活、農業、農村、農家のあり方を見直す時期にきているのではないかと思います。

●申請書の締切日は毎月10日です

農地の所有権移転や農地転用許可申請などの締め切りは、毎月10日(10日が休日の場合は前日又は前々日)となります。

農地の売買、貸借などの締切日

農地法第3条、4条、5条、基盤強化法関係

4月8日(金) 5月10日(火) 6月10日(金)
7月8日(金) 8月10日(水) 9月9日(金)

総会開催日(予定)

4月28日(木) 5月31日(火) 6月30日(木)
7月29日(金) 8月31日(水) 9月30日(金)

農地の権利を
取得する場合の

下限面積

耕作目的で農地の権利(所有権や賃借権など)を取得する場合は、その権利を取得したものの農業経営の面積が一定の面積に達しなければ許可されないことになっています。(その面積を「下限面積」といいます。)三条市農業委員会では、下限面積を農地法の規定と同じ「50アール」に設定しました。

農業者年金で 生涯所得の確保を!

国が支える 安心がふさくなる
担い手 積立年金



- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…

**国民年金
第1号
被保険者**

国民年金保険料
納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
40歳	20年	男性	64万円	107万円
		女性	54万円	90万円
50歳	10年	男性	28万円	48万円
		女性	24万円	40万円

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。制度発足以降12年間(H25まで)の運用利回りの平均は、年率2.53%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成27年度は0.75%です。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

◆◆◆ 農業委員会制度が変わります! ◆◆◆

農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をさらに推進するため、農業委員会等に関する法律が改正されました。（平成28年4月1日施行）

なお、毎年行われていた農業委員会選挙人名簿登載申請書の手続きが今回の改正により、不要になりました。

農業委員の選出方法が変わります

- 農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が義務付けられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています。
- 区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。
- 農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

農地利用最適化推進委員の設置

- 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。
- 農業委員会は、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦をもとめ、希望者を募集し、その結果を公表、尊重します。
- 農業委員の総会、部会は推進委員に対して担当地域における活動の報告をもとめることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べるができます。農地等の利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が一体的に連携しあって取り組むことが欠かせません。

新制度への移行時期（三条市の場合）

- 新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の設置は、現在の農業委員の任期満了（平成30年4月30日）後となり、今後、新制度への移行に向け検討をすすめます。

賃借料情報

標準小作料制度は平成21年の農地法改正で廃止されました。これに代わるものとして提供している賃借料情報は実勢価格であり、賃借料決定の参考として提供するもので、以前の「標準小作料」とは異なり拘束力はありません。

賃借料を決める際には、対象の農地の収穫量、生産物の価格、圃場条件、土地改良費の負担など個々の状況を考慮し、貸し手と借り手双方で十分な話し合いを行い、納得のうえで決めてください。

平成27年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当り）は、以下のとおりです。なお、()内は平成27年10月～12月までの締結状況です。

田（水稲）

（金額単位：円）

締結（公告） された地域名	締結 総件数	平均額	最も多い締結額		最 高		最 低	
			件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地域全域	328 (234)	18,500 (17,700)	99 (60)	21,100 (15,000)	1 (1)	30,300 (30,000)	1 (1)	5,000 (5,000)
栄 地 域 全 域	260 (228)	17,800 (17,300)	134 (133)	16,000 (16,000)	2 (1)	30,000 (30,000)	2 (2)	8,000 (8,000)
下田地域全域	74 (32)	11,200 (12,100)	14 (5)	16,000 (16,000)	1 (1)	21,100 (21,100)	4 (1)	1,000 (5,000)

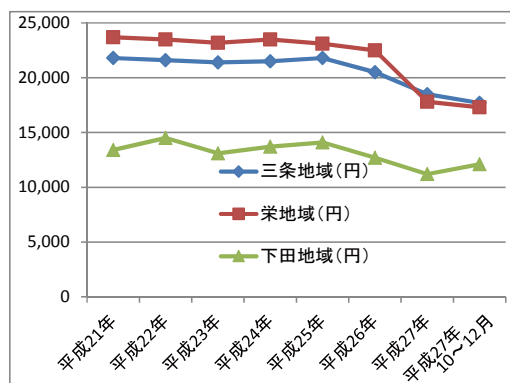
※データは、個人・法人が金銭で締結した件数（物納は除く）を集計したものです。

※平均の金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※畑についての情報は、締結件数がごく少ないため掲載しておりません。

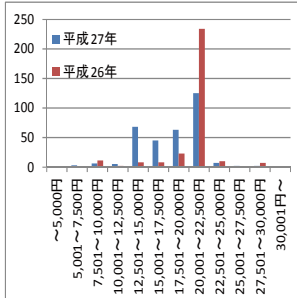
平均賃借料の推移 (10アール当り)

年	三条地域(円)	栄地域(円)	下田地域(円)
平成21年	21,800	23,700	13,400
平成22年	21,600	23,500	14,500
平成23年	21,400	23,200	13,100
平成24年	21,500	23,500	13,700
平成25年	21,800	23,100	14,100
平成26年	20,500	22,500	12,700
平成27年	18,500	17,800	11,200
平成27年10～12月	17,700	17,300	12,100

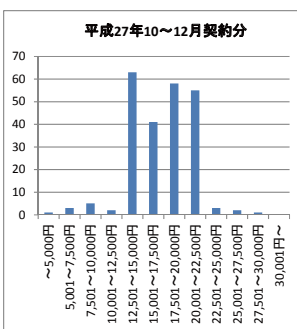


三条地域

締結額	件数	
	平成27年	平成26年
～5,000円	1	1
5,001～7,500円	3	1
7,501～10,000円	6	11
10,001～12,500円	5	2
12,501～15,000円	68	8
15,001～17,500円	45	8
17,501～20,000円	63	23
20,001～22,500円	125	234
22,501～25,000円	7	10
25,001～27,500円	2	1
27,501～30,000円	2	7
30,001円～	1	0
計	328	306

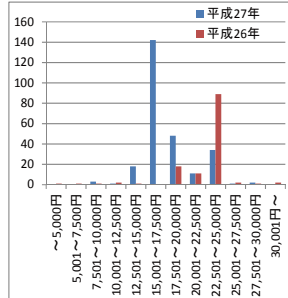


締結額	件数	
	平成27年10～12月契約分	
～5,000円	1	
5,001～7,500円	3	
7,501～10,000円	5	
10,001～12,500円	2	
12,501～15,000円	63	
15,001～17,500円	41	
17,501～20,000円	58	
20,001～22,500円	55	
22,501～25,000円	3	
25,001～27,500円	2	
27,501～30,000円	1	
30,001円～	0	
計	234	

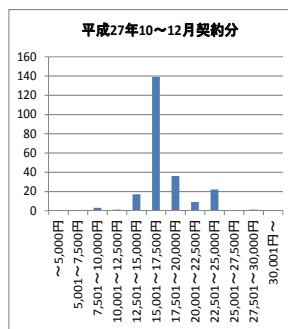


栄地域

締結額	件数	
	平成27年	平成26年
～5,000円	0	1
5,001～7,500円	0	1
7,501～10,000円	3	1
10,001～12,500円	1	2
12,501～15,000円	18	1
15,001～17,500円	142	0
17,501～20,000円	48	18
20,001～22,500円	11	11
22,501～25,000円	34	89
25,001～27,500円	1	2
27,501～30,000円	2	1
30,001円～	0	2
計	260	129



締結額	件数	
	平成27年10～12月契約分	
～5,000円	0	
5,001～7,500円	0	
7,501～10,000円	3	
10,001～12,500円	1	
12,501～15,000円	17	
15,001～17,500円	139	
17,501～20,000円	36	
20,001～22,500円	9	
22,501～25,000円	22	
25,001～27,500円	0	
27,501～30,000円	1	
30,001円～	0	
計	228	



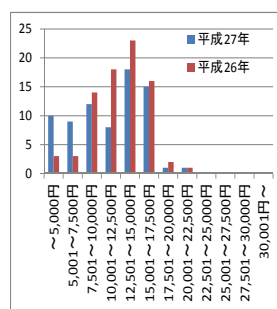
「参考賃借料」について

県内の一部の農業委員会では、「賃借料情報」として別に「参考賃借料」を公表しています。三条市農業委員会として「参考賃借料」を設定するかどうかにについて検討した結果、今回は見送ることになりました。主な理由は下記のとおりですが、今後も引き続き検討を行うこととしました。

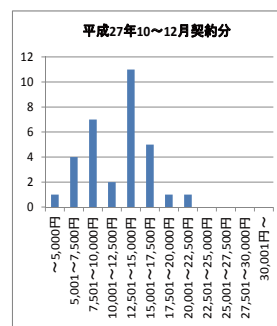
- 1 標準小作料制度が廃止され、現在は条件等によって賃借料に大きな差があり、参考賃借料の公表は混乱を招く恐れがあること。
- 2 受け手の経営規模、圃場条件、土地改良賦課金など条件が大きく異なるため、標準的な賃借料というものは無く、貸し手、借り手の話し合いで決まるものであること。
- 3 参考賃借料を示すことで、それが標準と受け取られ、今まで地域の話し合いで決めていたことが振り出しに戻ってしまう恐れがあること。

下田地域

締結額	件数	
	平成27年	平成26年
～5,000円	10	3
5,001～7,500円	9	3
7,501～10,000円	12	14
10,001～12,500円	8	18
12,501～15,000円	18	23
15,001～17,500円	15	16
17,501～20,000円	1	2
20,001～22,500円	1	1
22,501～25,000円	0	0
25,001～27,500円	0	0
27,501～30,000円	0	0
30,001円～	0	0
計	74	80



締結額	件数	
	平成27年10～12月契約分	
～5,000円	1	
5,001～7,500円	4	
7,501～10,000円	7	
10,001～12,500円	2	
12,501～15,000円	11	
15,001～17,500円	5	
17,501～20,000円	1	
20,001～22,500円	1	
22,501～25,000円	0	
25,001～27,500円	0	
27,501～30,000円	0	
30,001円～	0	
計	32	



平成28年度 農作業賃金・機械作業料金等標準額

平成28年度の農作業賃金及び機械作業料金等の標準額を次のように定めましたので、お知らせします。

平成28年 3月

※農業委員会で設定した賃金及び機械作業料金等は標準額です。

※ほ場の条件等により、双方の話し合いで決めてください。

※機械作業料金・機械運搬料及び育苗の金額は消費税込みの料金です。

	区 分	単 位	金 額 (円)		備 考
賃金	一 般 作 業	8 時間	7,600		果樹作業は8,000円 学生アルバイトは5,900円
	区 分	単 位	20a区画未満	20a区画以上	備 考
機械作業料金	耕 起	10 a 当り	6,700	6,000	
	代 か き	10 a 当り	7,700	6,900	
	機 械 田 植	10 a 当り	7,200	6,500	苗代金は別途
	コンバイン刈 取	10 a 当り	20,600	18,500	倒伏等の場合は両者協議
	農 薬 散 布	10 a 当り	720		薬剤費用は別途
	籾 運 搬 費	10 a 当り	1,650		
	乾燥・調整	60kg当り	1,850		包装袋を除く
	機械あぜ塗り	1 m当り	36		あぜの片面塗り
機械運搬料	トラクター コンバイン 田 植 機 運搬	10 k m まで	6,480		1 市内片道料金 2 キャリアカー運搬
		15 k m まで	8,100		
		20 k m まで	10,800		
育苗	稚苗硬化苗	1 箱当り	780		

編集後記

農業委員会だより「向日葵」第二十一号をお届けします。

6・7ページにも掲載のとおり、参考賃借料の設定が見送られ、前年同様の賃借料情報を掲載いたしました。

この前年の賃借料情報が賃貸借の実勢を反映していない、賃貸借の参考・目安にならないとの指摘を受けて、村上市や上越市で設定されている参考賃借料の設定について、総会等で意見交換を行いました。

結果として、前記のようになりましたが、今後とも、皆様から率直なご意見、ご要望を賜りますようお願いいたします。

いよいよ春耕です。今年一年事故なく豊作のよき年になりますよう、祈念いたします。

(廣川)

委員長 廣川 哲也
副委員長 佐藤 満
委員 桑原 一郎

原田 良雄 眞野 英治
坂井 善一郎 薫
坂井 浩行